

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法、廃掃法）

（昭和 45 五年法律第 137 号）（令和四年法律第六十八号による改正）（令和 7 年 6 月 1 日施行）

e-Gov（法）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137\\_20250601\\_504AC0000000068e-Gov](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137_20250601_504AC0000000068e-Gov)

e-Gov（施行令）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000300\\_20231201\\_505C00000000344](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000300_20231201_505C00000000344)（令和 5 年政令第 344 号による改正）

e-Gov（施行規則）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000100035\\_20230916\\_505M60001000012](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000100035_20230916_505M60001000012)（令和 5 年環境省令第 12 号による改正）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html>

事業活動では、廃プラスチックや金属くずの発生は不可避です。PS 版自現機を設置している事業場では廃アルカリが発生します。他者が買ってくれなければ、これらは産業廃棄物であり、処理業者に委託する際、必ず適用を受ける法律です。この法律では、廃棄物処理は「自己処理」が原則で、業者に委託すれば終わりではなく、埋立または売却できるモノに変わるまで把握することを要求している法律です。この解釈では、主として東京都ホームページを引用していますが、各都道府県でもホームページで廃棄物処理委託を解説していますので、参照してください。

解釈上の注釈には用語として「専ら物（紙くず、ビン、金属くず、繊維くず）」を使用しています。専ら物の運搬や処分を委託する際であっても処理委託契約書の締結は法定義務で、未締結の場合は罰則が科せられます。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	目的
第 3 条第 1 項	（事業者の責務） <b>事業者</b> は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	責務規定
第 3 条第 2 項	<b>事業者</b> は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。	責務規定
第 3 条第 3 項	<b>事業者</b> は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	義務 （罰則無し）
第 6 条の 2 第 6 項	（市町村の処理等） <b>事業者</b> は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 7 条第 12 項 <sup>解釈上の注釈 1</sup> に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令 <sup>解釈上の注釈 2</sup> で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令 <sup>解釈上の注釈 3</sup> で定める者にそれぞれ委託しなければならない。 （解釈上の注釈 1）第 7 条第 12 項は「一般廃棄物収集運搬業者」および「一般廃棄物処分業者」を定義する条項で、それぞれ一般廃棄物の収集又は運搬、処分を業として行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた業者。 （解釈上の注釈 2）施行規則第 1 条の 17。専ら物（紙くず、ビン、金属くず、繊維くず）以外は、何らかの許可を取得している業者と扱って良い。	義務 （5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科）